



さいたま市経済局
農業政策部農業政策課 課長
岡野敏和さん

さいたま市の農業と将来

～はじめに

日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、後継者不足など厳しい現状にありますが、さいたま市においても同様の課題を抱えています。

本日は、さいたま市の農業ということで、見沼田んぼに限らず、さいたま市全体の農業について説明をします。

1. 多彩な農業生産が活発なさいたま市の農業

さいたま市の農業は、首都圏という大消費地を抱え、高度集約的な農業経営の発展とともに、米、野菜、種苗、植木、花卉類などの多彩な農業生産が活発に行われており、市内に多くの農産物直売所が開設され、多くの消費者に利用されています。

(1) 農地の地域特性

さいたま市の農地は、立地条件や営農環境などの違いから、大きく3つの特性が見られます。

①東部：綾瀬川・荒川流域では水稻や転作作物で特産品のクワイ、岩槻台地での小松菜・山東などの施設栽培が活発に行われ、JA中心の共販

による市場出荷が盛んです。

②中部…見沼田んぼ地域では、お米・植木・苗木・直売農業に即した野菜の他、ブルーベリー・梨・ぶどうなどの観光農園も多く、大宮台地の中心部から安行台地にかけては野菜・花卉・植木が作付けされ、チコリーや紅赤いもなどの特産品のブランド化も進んでいます。更に立地条件を活かし、都市部の消費者への直売や農業体験の提供を軸に活性化が期待される地区です。

③西部…荒川流域の水田地帯は県内有数の早場米の生産地帯で、既に8月末には出荷が始まります。一方大宮台地の西部では、梨・ぶどうなどの果樹や野菜が栽培され、基盤整備による作業の効率化と生産性の向上や活性化が期待されています。

(2) 減少する農家人口・戸数

急激な都市化の進展や社会・経済情勢の変化により、農家人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足が進んでいます。

・さいたま市の農家人口は11,521人で農家人口率は0.9%（H26さいたま市農業委員会選挙人名簿登録者数より）

- 農家戸数は4,252戸で、専業農家は747戸（18%）。第1種兼業農家は356戸（8%）、第2種兼業農家1,374戸（32%）。自給的農家1,776戸（42%）。（2010年農林業センサス統計報告書・埼玉県の農林業の概要より）

※さいたま市の総世帯数が増加する中で農家戸数は減少しています。

※さいたま市の農家人口と農家戸数は、ともに埼玉県内で第4位の規模です。（埼玉農林水産統計年報より）

※全国の農業従事者の年齢構成を見ると65歳以上が6割を占めており、平均は66.8歳。日本の農業は66歳以上の力で支えられていることは驚きであり感動的です。

(3) 貴重で優良な農地

さいたま市の農地状況は、見沼田んぼや荒川、綾瀬川、元荒川流域に広がる豊かな水田地帯を始めとして貴重で優良な農地です。

- 農地面積は4,756ha（H25農地基本台帳）、市域面積に占める割合は22.9%。

- 遊休農地は55haほど点在（H25年12月調査）

- 農地の有効活用を図る上で遊休農地（1年以上耕作されていない）の解消が課題です。

※遊休農地の活用には都市住民の取り組みも多く、感謝しています。

(4) 各区の比較

- さいたま市の中で、農家数・経営耕地面積ともに岩槻区が1位であり、見沼区、緑区、西区と続いています。

- 経営耕地面積を地目別にみると、緑区は畠が多く、西区では水田が多くなっています。

(5) 豊かな生活の実現に必要不可欠な農の多面的機能

「農」の果たす役割は、豊かな生活の実現に必要不可欠です。農産物の生産といった基本的な機能は勿論のこと、安心・安全な農産物の供給に加え、景観・防災・環境保全・教育など、多面的機能を「農」は備え持っています。

①農産物生産機能…食料生産等の農業の基本的機能

②景観形成・癒し機能…季節の変化を感じる風景、日本の原風景の形成により癒しや潤いを感じる機能

③教育・学習・体験機能…食農教育、農業体験などにより理解と親しみを得る機能

④環境保全機能…ヒートアイランド現象の緩和、生態系維持機能

⑤防災機能…自然災害の防止、災害時の避難場所、延焼の遮断機能

⑥交流・レクリエーション機能…市民農園や農業イベントを通じた都市住民との交流、コミュニケーション機能

※優良な農地が維持されていることで、災害から市民を守り、生物多様性を維持する生態系が守られ、環境保全に繋がっています。

2. さいたま市農業振興ビジョン 「百万人の農」から

「さいたま市農業振興ビジョン」は平成16年度に策定され、その後、平成21年4月に改定後、平成26年4月に再改定されました。この再改定のおよそ5カ年の間に、国内の農業を取り巻く環境は予想を超えた速さで大きく変化し、農業従事





者の高齢化、農作物価格低迷に伴う農業経営の圧迫、農産物の自由化への流れ、農産物の安全性の危惧など、様々な問題が生じています。

さいたま市においても、上記課題に加えて、市民の安全・安心な農産物へのニーズの高まり、農業者の経営不安の深刻化などが顕著となり、それに対応すべく、農業政策の大きな転換が必要となっていました。

(1) ビジョンの位置づけ

「さいたま市農業振興ビジョン」は「さいたま市総合振興計画 さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」の産業・経済の分野別計画として位置づけられるとともに、「さいたま市都市農業の振興に関する条例」が定める「都市農業基本指針」として、さいたま市の農業振興の方向性を示す計画です。また、国・県の関連計画や、さいたま市の「都市計画マスターplan」や「緑の基本計画」などの計画とも連携しています。

(2) さいたま市の農業の課題

①農業…農業者の高齢化が進む中、担い手不足はますます深刻化しています。また、農産物の価格低迷や、肥料・資材の高騰が農業経営を圧

迫しています。

②農地…本市の農地を取り巻く環境は、担い手不足、相続税などの税負担、周辺の都市化などの理由によって大変厳しい状況にあります。そのため優良な農地は減少し、遊休農地が増加しています。

③農コミュニティ（市民協働に向けて）…農と都市がともに支え合うまちづくりを目指すためには、都市住民の理解と協働が不可欠です。そのためには、より安全な農産物を生産し、市民が安心して農産物を購入することが農業活性化につながります。また、市民は、市民農園などの身近な農業体験が農業への理解を深めていくなど、相互の信頼関係が基本です。

3. 農業振興施策の展開

(1) 施策の体系

ここで進める施策は、農業・農地・農コミュニティの3つの基本方針に沿って4つの施策の柱と、11の個別施策によって構成されています。

①農業…持続可能で元気なさいたま市の「農業」



を確立します。

○地産地消の確立

- ・地産地消の推進
- ・消費拡大拠点 流通システムの形成

○農業経営の安定・生産性の向上

- ・農業経営の安定化
- ・付加価値の形成
- ・担い手の育成

②農地…多面的な機能を活かした「農地」の保全を進めます。

○農地の保全と農業の持続

- ・農環境の保全と改善
- ・遊休農地の解消と活用
- ・農地流動化対策の推進

③農コミュニティ…農のある豊かな暮らしを共有する「農コミュニティ」を育みます。

○農のあるまちづくりの推進

- ・価値と魅力の共有
- ・市民による支援と協働
- ・食農教育の推進

(2) 施策の内容

※ (1) の「施策の体系」で示した事項について、さらに具体的に対応策を示しています。

4. 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、さいたま市農業における課題や可能性により、緊急的かつ優先的に取り組む必要があるテーマについて、その施策の具体化に向けたアクションプランです。各プランは資料の「Ⅳ 農業振興施策の展開」に掲げた個別施策より組み合わせて構成しています。

また、平成21年度から平成25年度までの5年間の取り組みとその成果を踏まえ、さいたま市

総合振興計画後期基本計画に合わせて、平成26年度から平成32年度までの7年間で実施し、課題の解消や、さいたま市農業の新たな展開を見出すことを目標としました。

以下4つのプロジェクトを重点プロジェクトとしました。

- 安全・安心な地産地消プロジェクト
- 農業経営支援プロジェクト
- 遊休農地解消プロジェクト
- 農のある暮らしプロジェクト

(1) 安全・安心な地産地消プロジェクトの具体的な取り組み

★新規事業

- ①安全・安心な市内農産物の生産・供給を行うための検査体制の確立
 - ・安全・安心に向け、放射性物質や残留農薬の検査体制の確立と対策

②農産物の6次産業化、農商工連携による産業の活性化

- ・生産者による農産物の加工・販売の取り組みや、農商工連携による商品化の推進
 - ※農家レストランや紅茶など農産物のブランド化などの支援体制の強化

③ニーズ対応型農業推進事業

- ・市場ニーズに対応した農産物の生産・供給体制の確立と地産地消施策の推進
 - ※ヨーロッパ野菜の生産も地産地消の方向へ。

④共販出荷体制の推進

- ・共販のための集出荷施設への支援

◆既存事業の充実・強化

- ⑤インターネットによる農情報の発信・農業の活性化



⑥ファーマーズマーケット整備

⑦安全・安心な農作物の生産および供給

⑧環境にやさしい農業への支援

※安心・安全な農産物の生産を重視し、地産地消を更に進めています。

※今まで通り、環境にやさしい農業への支援も強めていきます。

(2) 農業経営支援プロジェクトの具体的な取り組み

★新規事業

①担い手への農地集積・集約化

・認定農業者などに農地の集積を図ります。

②新農業ビジネスの推進

・新農業ビジネス（IT 農業など）の支援及びモデル事業を実施します。

③青年就農給付金事業

・新規就農者の経営安定化のための給付金を支給します。

④さいたま市就農予備校推進事業

⑤さいたま市への就農希望者向けに農業研修の場を創設し、新規就農者の育成・確保を行います。

◆既存事業の充実・強化

⑥さいたまブランドの推進

⑦農業法人化の推進事業

⑧認定農業者の認定強化及び家族経営協定の推進

(3) 遊休農地解消プロジェクトの具体的な取り組み

★新規事業

①耕作放棄地再生利用事業

・耕作放棄地再生作業の取り組みを行います。

◆既存事業の充実・強化

②遊休農地の再生・防止策

③利用権設定等促進事業

④多様な主体による遊休農地活用

⑤景観・緑肥作物などの栽培支援事業

※多面的活用で解消に繋げます。
※都市住民の皆さんとの連携を深めて、遊休農地活用を活発化します。

(4) 農のある暮らしプロジェクトの具体的な取り組み

★新規事業

①農業交流施設の整備

・農産物直売所、農業研修施設、農産物の加工体験施設などの整備

②滞在型市民農園の整備

・長時間滞在可能な市民農園を整備します。

※都市住民が一日楽しく農と触れ合う場の設定

※見沼田んぼ内に交流の場の整備を考えています。

※集客のためには、トイレや大型バス対応の駐車場の整備は欠かせません。

◆既存事業の充実・強化

③市民農園、栽培収穫体験農場の支援

④見沼田んぼでの協働と農業活性化

⑤学校給食への取り組み支援

⑥援農ボランティアやランドコーディネーターの育成

5. さいたま市の取り組み

ビジョンに沿って事業を進めていますが、具体的には下記の内容で取り組んでいます。

(1) 農業政策推進事業

特色ある都市農業を発展させるために、農業経営の安定化、担い手農家の育成・確保と、市民や社会のニーズに対応する都市農業の施策を実施することが必要です。

①都市農業担い手育成事業…農業の担い手確保のため、認定農業者や農業後継者の育成支援、また都市住民との協働を目的としたランドコーディネーターの育成（現在 50 名）支援に取り組みます。併せて認定農業者支援事業・農業後継者育成事業は欠かせません。

②滞在型市民農園と農業交流施設の整備事業…農業交流施設の開設に向けた基本計画を策定し、整備を推進。地産地消推進に向けて滞在型市民農園と農業交流施設の整備を進めます。

③復興支援市場活性化事業…被災地の復興支援をすると共に市場の活性化を図ります。

④新農業ビジネス振興事業（経済成長戦略）…

生産者の経営安定・所得向上に寄与するため、作業時間軽減や人件費削減など生産効率向上に向けて、新技術導入によるビジネスモデルなど具体的に検討していきます。

⑤人・農地プラン事業…人・農地プランに位置づけられた地域の中心的担い手への農地集積及び青年就農者への支援。持続可能な力強い農業の実現に向けて、基本となる人と農地の問題を一体的に解決するため、各地域で徹底的に話し合いを行い、未来の設計図となる「人・農地プラン」を作成します。また、農林公社が実施する「農地中間管理事業」を活用します。

(2) 農業経営支援事業

農業振興を図るため、地産地消の推進及び農業の効率的な経営の推進により、安全・安心な農産物の生産と消費拡大に向けた取り組みへの支援を行います。

①地産地消推進事業…市内農産物の PR による消費拡大、ブランド化、商品開発などを通じた地産地消の推進。

具体的取り組みとして次のものがあります。

- ・「さいたま市農情報ガイドブック」の発行
- ・「地場産農作物料理講習会」年 4 回開催
- ・ブランド化されている商品: 紅赤スイーツ（プリン、スイートポテト、クッキーなど）、紅赤いも焼酎「さいの紅(べに)」、くわい焼酎「祝いの一角(いちかど)」、ブランド米「さいたま育ち」。更にニーズ対応型農業支援事業として「さいたまヨーロッパ野菜研究会」が発足してヨーロッパ野菜の栽培、栽培方法の確立と需要に堪える種類や収穫量の生産に取り組んでいます。

②さいたま市農業祭事業…農業者と市民の交流



を図り、農業理解を深めるためのイベントの開催。見沼グリーンセンターで毎年11月に開催

(3) 農業経営安定・生産向上事業…安全・安心な農作物の生産拡大に向け生産団体及び各協議会用の活動の支援。及び、大雪災害による被災農家への支援

具体的には、農業団体等育成事業、見沼農業振興事業、営農指導事業、エコ農業直接支援事業、被災農業者向け経営体育成支援事業（雪害対策）

※H26年2月の降雪による雪害で被害を受けた農業用ビニールハウスの撤去・再建の費用の一部を補助

(3) 水田農業経営確立対策事業

地域の需要に応じた米つくりと、良好な水田環境の保全を図りながら、米の需要調整を行うとともに、消費者の期待に応える産地確立の取り組みを支援し、経営所得安定対策を推進させます。

①激変緩和措置事業…国の政策転換に伴う転作等助成事業の廃止による、助成体系の激変を緩和するための措置。対象者は、H25年度補助交付者で、引き続き転作を実施している方。

※転作（米の生産数量・換算面積）の割り付けは、県単位で行われ市へ配分される。

②経営所得安定対策推進事業…農業経営の安定と生産力向上を図る経営所得安定対策の推進のため、農業再生協議会（JA）へ支援

(4) 畜産事業

安心安全な畜産物の需要に対応するため、防疫・公害防止・団体育成等の取り組みを支援し、周辺環境と調和した畜産業の振興を推進します。（酪農・養豚・養鶏など）

①防疫事業…家畜伝染病の未然防止のため予防注射等の取り組みへの支援

②公害防止対策事業…畜産公害の発生源である家畜ふん尿による悪臭防止対策への支援

③優良種畜導入事業…乳質等の向上による畜産経営の安定を図るため、優良種畜の導入に対する支援。〈酪農：5戸・179頭、養豚：2戸・91頭、養鶏：4戸・6,434羽〉※H26年12月末現在

(5) 農業環境整備事業

農業振興地域整備計画に基づき、農用地等の保全と有効利用を推進します。又、農用地の高度利用と生産性を高めるため、土地基盤整備や未整備の用排水路の整備・補修を行い、地域の農業環境整備を推進します。

①農業生産基盤整備推進事業…土地改良区内の整備、用排水路の整備・修繕、土地改良関連事業への負担金等

②農業振興地域整備計画推進事業…情勢の推移等による農業振興地域整備計画の変更見直し。

(6) 農業者トレーニングセンター管理運営事業
農業者トレーニングセンターによる苗木生産の技術指導や生産物の出荷体制の整備により、地域農業の振興及び農業経営の近代化を図ります。また、市民の農に関する多様なニーズに対応し、農業と市民の交流の場を整備します。緑区大崎地区に設置

①農業施設の貸出管理及び農業振興事業…農業研修施設や生産温室などの貸出管理と栽培技術の指導

②催事、講座、相談事業…多面的な農業振興の理解を目的とした、各種催事、農業講座、園芸相談の実施

(7) 見沼グリーンセンター管理運営事業

農業振興を目的とした野菜や果実等の試作栽培・展示・優良種苗の増殖及び普及や、土壤診断、援農ボランティアの育成を行います。市民の農に対する多様なニーズに対応するため、市民農園の貸出、体験教室等を実施します。さらに、研修施設としてセンター各施設の貸出を行います。

①市民の森・見沼グリーンセンターの管理運営…会議室等の貸出業務。施設の点検、芝生広場の維持管理業務

②農業振興…優良種苗の増殖・普及・試作栽培と果実栽培の技術向上に向けた講習会の開催

③市民への農コミュニティの推進…市民の農業への理解度を促進するため、市民農園の貸出、親子農業体験教室、援農ボランティア講座の開催。援農ボランティア制度：農業に関心を持つ市民を対象に、農業の知識と技術を指導し、不足する生産現場の農作業の手伝いとして活躍できる人材を育成する制度。研修は基礎講座2回と専門講座20回程度を受け、実習を行います。

※援農ボランティア登録者数72名（H17年～H26年）

④大宮花の丘農林公苑管理運営事業…西区にある大宮花の丘公苑において、地域農業の振興及びふるさと環境の創設を図るため、四季折々の花々を咲かせ、市民の憩いの場・安らぎの場を提供します。施設及び苑内に設置したみどりのふるさ

とセンター及び花の食品館を、公苑利用者が安全に快適に利用できるよう維持管理を行います。

(8) 食肉中央卸売市場及び畜場事業

食肉の公正かつ安定化な取引の確保と流通過程の合理化を図り、安全で安心な食肉を安定的に供給し続けるため、施設設備や流通環境の変化に柔軟に対応できる市場として、公共的・社会的使命を果たします。

①市場及び畜場の施設整備及び使用料の徴収事業…市場及び畜場は、特別会計を設定して運営しているが、安定的な業務を行うため、必要な経費の一部を市の一般会計から繰り出しています。

※食肉に関することは、農業生産とは異なるが、農業施策の一環として行っています。

～さいごに

さいたま市の農業振興ビジョンの中でも申し上げましたが、最終的な農業振興策の目的は、農業生産者の営農の安定と所得の向上を第一と考えています。

もう一方には、都市住民の皆さんに農業へのご理解と協働の支援をいただき、さいたま市の農業と共に支えていただきたいと願っています。

今日ここにお集まりの皆さんには、いろいろな取り組みで農業へのご協力をいただいておりますが、今後も更に、見沼田んぼを中心にさいたま市の農業へのご協力がいただけますよう、よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

配布資料

資料1. さいたま市の農業と将来

資料2. さいたま市農業振興ビジョン改訂版「百万人の農」概要版

資料3. さいたま市農業振興ビジョンからの抜粋 「IV農業振興施策の展開」



さいたま市みどり推進課
見沼田圃政策推進室 室長
秋谷陽一さん

「さいたま市見沼田圃基本計画・アクションプラン」からの報告

1. 農業生産の場を維持しながら、 良好な環境や歴史・文化を未来の 子供たちに

さいたま市において、首都圏に残された平地的大規模緑地空間である見沼田圃（1,260ha）に次の課題があります。

- ①緑地の減少、荒地・耕作放棄地の増加、
- ②環境の悪化、
- ③農家の担い手の減少など

このため、各部門の諸施策の方針を体系的に取り纏め、見沼田圃地域の総合計画として平成23年1月に「農・自然、歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”－さいたま市見沼田圃基本計画－」を策定しました。

基本計画の目標は、農業生産の場を維持しながら、来訪者の憩いの場、自然や農村の文化とのふれあいの場として、良好な環境や歴史・文化を未来の子供たちに残し、さいたま市民の「しあわせ倍増」へ、です。

- (1) 6つの将来像**
- ①農を元氣にする
- ②地域を楽しくする
- ③心を豊かにする

- ④子供を育てる
- ⑤みどりを増やす
- ⑥地球環境を守る

(2) 基本方針 見沼田圃基本計画に示された 多くの施策の着実な実施

- ①土地利用 ②自然環境 ③農 ④歴史・文化 ⑤観光・交流 ⑥教育・市民活動

見沼田圃基本計画に示された多くの施策の着実な実施に向け、特に重点的・優先的に取り組むべき施策から段階的に取り組んでいくことが必要です。また、将来の見沼田圃の保全・活用・創造を図っていくためには、行政もさることながら 営農者 や多くの市民、広域からの来訪者など、より多様で多くの方々の関わりの中で、見沼田圃全域を対象として、多くの課題解決につながる横断的な取組を、社会的機運の盛り上げにより持続的に行っていく必要があります。

2. 見沼田圃基本計画アクションプラン 平成24年度から平成28年度まで の5ヶ年間

このために、平成23年3月「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」を策定しました。アクションプランは、同計画を着実に推進していく

ため、平成24年度から平成28年度までの5ヶ年間が計画期間です。

対象区域は北区、大宮区、見沼区、浦和区、と緑区の10エリア（市民の森、大宮公園、新都心東、中部、七里・加田屋、トラスト保全1号地、第1調節池、見沼代用水西縁・芝川、見沼代用水東縁・加田屋川、ふるさと）のゾーニングに区分し、それぞれの現況と課題及び重点に取り組むべき施策について示しています。

地区・分野を横断する市民プロジェクトは、基本方針を推進するための牽引役となる、地区・分野を横断するリーディングプロジェクトを「市民プロジェクト」と位置づけ、アクションプランの計画期間において、重点的に施策を展開します。市民プロジェクトは次の3つの視点に基づき、取組内容及び実施体制を定めています。

- 視点① 見沼田圃を身近に感じてもらう取組**
- 視点② 地区・分野を横断する取組**
- 視点③ 多様な主体が参加する取組**

プロジェクトの選定にあたっては、「情報発信」、「散策環境」、「観光・交流」の3つのテーマご

とに現状と課題を整理し、課題解決に向けた3つのプロジェクトを選定しました。

プロジェクト1 『地域資源情報発信』

見沼田圃の多様な地域資源情報を発信するため、市民と連携して既存の情報を整理するとともに、積極的・継続的に情報を調査・収集してデータベース化し、ホームページやガイドブック等で見沼田圃のブランド力を発信する。例、見沼たんぽみどころガイドブック、見沼たんぽのホームページによる情報発信。

プロジェクト2 『見沼散策環境向上』

見沼田圃における散策の環境向上に向け、市民と連携して散策ネットワークを考え、歩行者が快適に散策を楽しめるように、車止めによる一般車両の通行規制等を行う。

例：歩行者・自転車ネットワーク構想図の策定、憩いの場を5か所整備

プロジェクト3 『新たな交流の場の創出』

誰もがいつでも立ち寄れる見沼田圃とするため、既存施設等を利用し、情報発信や休憩、農産物直売等の機能を持たせた、新たな交流の場



を創出する。

例：新たな交流の場（さぎ山記念館）

3. 5つの分野別見沼田圃づくり

「見沼田圃基本計画アクションプラン」は、見沼田圃基本計画の44の分野別施策の内、重点的・優先的に取り組む18施策について、その具体的な内容や方法等を次の5つの分野別に見沼田圃づくりの基本方針として定めています。

①自然環境

斜面林や見沼代用水など貴重な緑地・水辺環境の保全・整備

例：斜面林や農地、用水、河川を主体としたネットワークの形成、特定外来生物の駆除

②農

都市との関わりによる持続可能な農コミュニティの実現。

例：耕作放棄地の解消・活用、後継者・担い手に対する支援、地産地消の推進、農業に関する啓発活動の推進



③歴史・文化

見沼田圃の歴史や農村文化の保全・伝承。

例：歴史・文化遺産の保全、来訪者の憩いの場所としての歴史・文化遺産の活用

④観光・交流

来訪者の散策・レクリエーションの場としての環境整備。

例：計画公園・緑地の整備、来訪者が憩える休憩施設等の整備、案内サインの整備・見沼代用水沿いの遊歩道の整備、PR・情報発信の充実

⑤教育・市民活動

市民の憩いの場としての積極的な利活用の促進。

例：教育の場としての活用、市民農園・観光農園の充実。

配布資料

- ・さいたま市見沼田圃基本計画 アクションプラン市民プロジェクト
- ・見沼たんぽみどろガイド 2015
- ・見沼たんぽ桜回廊 2015



埼玉県土地水政策課 副課長
森 孝さん



「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」と「公有地化政策」

私は生まれも育ちもさいたま市のとなりの川口市です。自宅は見沼代用水東縁に接しており、芝川が近くを流れています。見沼田圃は個人的にも縁の深い地域です。

それでは、見沼田圃に関する基本方針及び公有地化事業について報告します。

1. 「見沼田圃の保全・活動・創造の基本方針」

平成7年、県、さいたま市、川口市により「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」が定められましたが、それに至る経過を簡単に説明します。
(埼玉県 さいたま市 川口市作成の冊子「見沼田圃の保全・活用・創造に向けて」を参照)

①狩野川台風…川口市市街地の大半浸水

昭和33年9月の台風22号（狩野川台風）により、神奈川・東京・埼玉に大被害が出て、川口市市街地の大半が浸水しました。この時、見沼田圃では1,000万立方メートル（小学校の25mプールで約21,000杯分）もの雨水が滞留され、あらためて、その治水機能が注目されました。

②治水機能の維持…見沼三原則

狩野川台風を契機に、見沼田圃の治遊水機

能が注目され、それを維持するために、昭和40年に見沼田圃内の宅地化は原則として認めないとする見沼田圃農地転用方針（いわゆる見沼三原則）が制定されました。

以後、高度経済成長期の中、開発圧力が高まったが、見沼田圃全域が市街化調整区域に指定されたこともあり、一定の秩序が保たれました。

その後、昭和後半から平成にかけてのバブル期の開発圧力の高まり、環境運動の活発化、営農環境の変化などを受け、見沼三原則が限界に達する状況となりました。

そこで、平成3年から4年以上をかけて新しい基本方針の検討が行われました。

③「見沼田圃の保全・活動・創造の基本方針」の策定

見沼三原則に代わって、農家・土地所有者、都市住民、行政が力を合わせ次世代への責任を持ち、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図るとした「見沼田圃の保全・活動・創造の基本方針」が平成7年4月に策定され、施行されました。

基本方針では、行政の役割として芝川改修工事の積極的推進、農業経営の総合的振興、土

地の公有地化などの施策を明示しました。

また、土地利用に当たっての基準は、都市計画法施行前の建築物を除き、農地・公園・緑地等の利用のみとしております。

なお、この基本方針は法令に基づくものではなく行政指導でございます。

一言でいうと「行政からのお願い」でございます。基本方針施行から20年経ちましたが、多くの方々のご理解とご協力によって成立していると考えております。

県としては、今後も、さいたま市、川口市と協力し、基本方針の適切な運用に努めてまいりますので、これまで同様ご理解とご協力をお願いします。

2. 見沼田圃公有地化推進事業

続きまして、県が行っている公有地化事業についてお話しします。

(当日配布の「見沼田圃公有地化推進事業について」を参照)

本事業の目的は、行政が止むを得ない場合に見沼田圃内の土地を買取る（借受ける）ことによ

り荒れ地化等を防ぐことにあります。

財源は埼玉県、さいたま市、川口市が設置した基金です。拠出された総額は128億円です。現在残高95億円です。

買取り（借受け）は、県、さいたま市、川口市で構成する「見沼田圃土地利用連絡会議」の協議によって決定します。

平成26年度末までに買取り、借受された公有地面積は合計で30.7ha、見沼田圃全域での割合は2%強となっています。

	面積 ha	見沼田圃での%
買取面積	23.6	1.9
借受面積	7.1	0.6
合計	30.7	2.5

次に、公有地の利活用状況は表の様になっています。

利用状況	農業者貸付	体験農園	花畠	広場運動場等	就農予備校等	その他
%	13.8	33.0	18.4	5.8	6.8	22.2

現在のところ、8割弱は有効に利活用しておりますが、中には利用がなかなか困難な土地もあります。県としてはできるだけ多くの公有地を有効利用するように努めています。



埼玉県農林公社
青年農業者育成・見沼農業センター担当課長
岩崎 剛さん



公有地の管理業務と「見沼田んぼ就農予備校」

1. 公有地管理業務

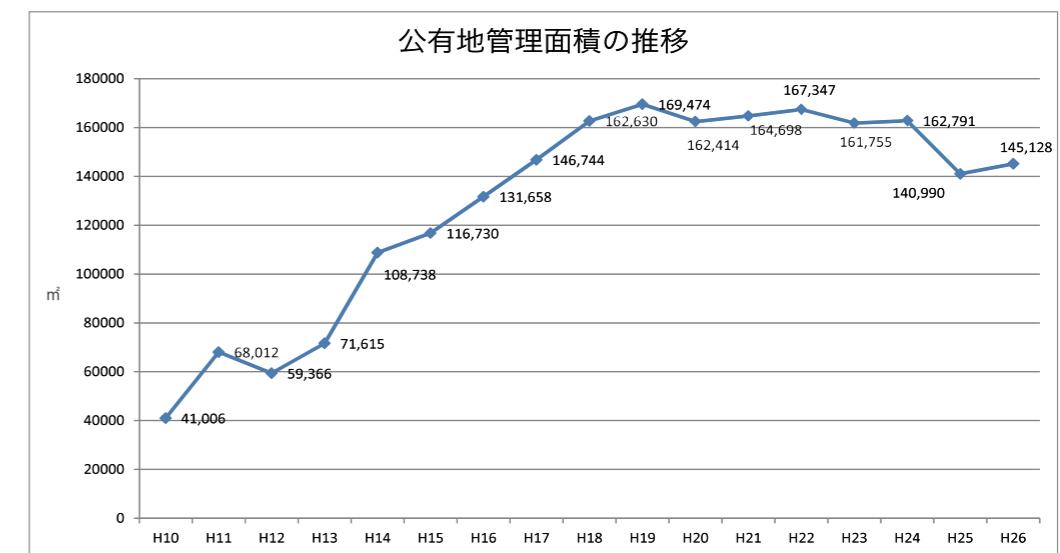
公有地管理業務は平成10年度より、公社が県から管理委託され実施しています。

管理面積については、県の公有地面積の増加に比例して平成19年度には169,474m²まで増加しましたが、それ以降は漸減し、平成24年度からは公有地の農家への一般貸し付けが開始されたこともあって、ここ数年公社の管理面積は減少傾向にあります。平成26年度は公有地30.2haの内、約14.5haの管理を公社で行っています。

公社管理地での具体的な管理内容は以下の通りです。

(1) 就農研修用農地…就農希望者を対象にした実践研修ほ場の管理
(見沼田んぼ就農予備校(次ページ)参照)

(2) 体験農園…近隣住民(子供)を対象にした栽培・収穫体験ほ場の運営・管理
近隣小学校を対象にした栽培・収穫体験(学童農園:各小学校が運営)ほ場の管理





(3) 市民農園…県民ふれあい農園（5箇所 98区画）の運営・管理

(4) 景観形成作物の植栽…保全管理作業に加えて、菜の花、ヒマワリ、コスモス、クローバーを作付けして管理

(5) 保全管理…ほ場内・畦畔の雑草防除、ほ場の耕うん

(6) 拠点施設用地…見沼農業センター（見沼区東新井）の管理

2. 見沼田んぼ就農予備校について

農林公社では農外からの新規参入希望者が農業技術を学ぶ場として、見沼田んぼ内の公有地を利用して見沼田んぼ就農予備校を平成17年7月から開講しています。

当初は、農業経験が無い者から農業大学校等で研修を修了した者まで多様なニーズに応えるため、入門（100m²）・初級（200m²）・中級（1,000m²）・上級（3,000m²）のコース分けをしていました。

しかし県の新規就農研修事業（明日の農業担い手育成塾）と重複するため、平成22年から上級コースを廃止し、入門・初級・中級の3コー

スとしました。中級以上の研修終了者には、県農林振興センター農業支援部や農業委員会等と連携して就農を支援しています。また、更なる研修を希望する方には、これまでの上級コースに代わる「明日の農業担い手育成塾」への入塾を勧めています。

年度	入門	初級	中級	上級	計	備考
17	—	21	1	1	23	秋野菜コース、初級は100m ²
18	—	15	1	0	16	春野菜コース
19	—	30	5	4	39	1月から12月に研修期間を統一
20	20	9	3	3	35	入門を100m ² とし、初級200m ² を追加
21	27	11	4	5	47	
22	26	17	5	5	53	
23	24	27	8	0	59	
24	24	27	8	—	59	上級3,000m ² を廃止
25	14	28	6	—	48	
26	12	25	4	—	41	
27	15	27	8	—	50	

〈27年度受講生の内訳〉

①入門コースが15人、初級コースが27人、中級コースが8人、継続が32人（うちステップアップが8人）で新規が18人となります。

②市町村別にはさいたま市が17人で最多。川



口市が16人、所沢市・戸田市が3人、その他市町で各1人、東京都内から5人となっています。

③年齢構成は40代が18人と最も多く、30代が6人、50代が14人、60代が10人、20代が1人、70代が1人となっています。性別では男性43名、女性7名です。

〈成 果〉

就農予備校受講生から18人（予備校卒業後、担い手塾等を経て就農した者を含む。また、就職就農が2人いる。）が就農し、さいたま市等で主に露地野菜の栽培を行っています。

補足説明：近年は若い世代の就農が増えているものの、就農の中心世代は50代後半～60代の中高年です。中高年の方はそれまでの生活基盤があるので、2～3反の規模でも農業に参入することが可能ですが、農業で生計を立てていくとなると5反程度は欲しいところです。

公有地利活用の状況（平成26年度）

	用 途	面積 (m ²)	割合 (%)
農林公社管理地（県委託業務）		145,127.75	48.0
就農研修農地	就農予備校	16,154.50	5.3
体験農園	子供たちの栽培収穫体験	8,543.44	2.8
市民農園	5箇所 98区画	9,148.55	3.0
景観形成作物の植栽	コスモス、菜の花等の花畠	65,100.61	21.5
保全管理		45,680.88	15.1
拠点施設用地	2棟 150 m ²	499.77	0.2
NPO委託（8団体）		77,716.18	25.7
農家への貸付		32,468.76	10.7
その他の		46,977.73	15.6
さいたま市（運動公園など）		22,015.62	7.3
除草作業委託		18,037.30	6.0
利用調整中		6,924.81	2.3
計		302,290.42	100.0

